

会議結果のお知らせ

会議の名称	平成24年10月9日 政策調整会議
開催日時	平成24年10月9日（火）9時33分～12時02分
開催場所	朝霞市役所 別館3階 市長公室
出席者	田中審議監、小林総務部長、佐藤市民環境部長、安田福祉部長、中村健康づくり部長、柳原都市建設部長、関根会計管理者、池田水道部長、丸山議会事務局長、中島学校教育部長、田中生涯学習部長、星野監査委員会事務局長、上野副審議監 （担当課1） 安岡総務部次長兼財政課長、堤田同課主幹兼課長補佐兼予算係長、濱同課専門員兼財政係長 （担当課2） 益田危機管理課長、佐藤同課長補佐、同課防災消防・防犯係池ノ内主任 （担当課3） 宮資源リサイクル課長補佐兼資源リサイクル係長 （担当課4） 目崎長寿はつらつ課長、上篠同課長補佐、平塚同課専門員兼介護サービス係長 （担当課5） 村沢都市計画課長、中村同課長補佐兼計画係長、飯泉同課専門員兼みどり公園係長 （担当課6） 松本都市建設部参事兼道路交通課長、野島同課長補佐、浅沼同課道路施設係長 （担当課7） 木村下水道課長、渡辺同課長補佐、小林同課下水道管理係長 （担当課8） 渡辺水道部次長兼水道経営課長、橋本水道部参事兼水道施設課長、福室同課長補佐 （担当課9） 神田地域づくり支援課長、田中同課主幹兼課長補佐、岩城政策企画室専門員兼政策企画係長 （事務局） 村山政策企画室長、同室政策企画係濱野主事
議題	（1）平成25年度当初予算編成方針について （2）朝霞市暴力団排除条例（案）について （3）地域主権一括法の施行に伴い基準を制定する条例及び改正する条例について ①朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例 ②朝霞市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 ③朝霞市指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び

	運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案） ④朝霞市指定密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（案） ⑤朝霞市都市公園条例の一部を改正する条例 ⑥朝霞市市営住宅条例の一部を改正する条例 ⑦朝霞市が管理する市道の構造等を定める条例 ⑧朝霞市下水道条例の一部を改正する条例 ⑨朝霞市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例 （４）その他 ・朝霞市憩いの湯設置及び管理条例を廃止する条例について		
公開・非公開	非公開	傍 聴 者	
【審議概要】 （１）平成２５年度当初予算編成方針について ・担当課から説明 ・質疑応答 [結果] ・一部修正のうえ、庁議に諮ることとする。 （２）朝霞市暴力団排除条例（案）について ・担当課から説明 ・質疑応答 [結果] ・政策調整会議での意見を庁議で報告する。議案は原案のとおり庁議に諮ることとする。 （３）地域主権一括法の施行に伴い基準を制定する条例及び改正する条例について ①朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例 ・担当課から説明 ・質疑応答 ②朝霞市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 ・担当課から説明 ・質疑応答 ③朝霞市指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案） ・担当課から説明 ・質疑応答 ④朝霞市指定密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（案） ・担当課から説明 ・質疑応答			

⑤朝霞市都市公園条例の一部を改正する条例

- ・担当課から説明
- ・質疑応答

⑥朝霞市市営住宅条例の一部を改正する条例

- ・担当課から説明
- ・質疑応答

⑦朝霞市が管理する市道の構造等を定める条例

- ・担当課から説明
- ・質疑応答

⑧朝霞市下水道条例の一部を改正する条例

- ・担当課から説明
- ・質疑応答

⑨朝霞市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

- ・担当課から説明
- ・質疑応答

[結果]

- ・原案のとおり、庁議に諮ることとする。

(4) その他

①朝霞市憩いの湯設置及び管理条例を廃止する条例について

- ・担当課から説明
- ・質疑応答

[結果]

- ・原案のとおり庁議に諮る

問い合わせ先
(事務局)

朝霞市政策企画室政策企画係 担当者 濱野
電話番号 048-463-1111 (内線: 2315)
eメール seisaku_kikaku@city.asaka.saitama.jp